

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百九十八号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正し、令和七年七月十六日から適用する。

令和七年七月十五日

厚生労働大臣 福岡 資麿

改 正 後			改 正 前		
別表 第1部～第8部 (略) 第1部～第8部 (略)			別表 第1部～第8部 (略) 第1部～第8部 (略) (新設)		
第9部 追 補 (5)					
品 名	内 用 薬	規 格 単 位	薬 価 円		
(注)					
ハルノビーサ錠 3mg			31,810.40		
ハルノビーサ錠 4mg			41,501.70		
ハルノビーサ錠 5mg			51,009.70		
品 名	注 射 薬	規 格 単 位	薬 価 円		
(注)					
ペバジズマゾBS点滴静注100mg 「アムジエン」			100mg 4mL 1瓶 6,901		
ペバジズマゾBS点滴静注400mg 「アムジエン」			400mg 16mL 1瓶 26,066		